

令和7年度 松山市立高浜小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改定

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、高浜小学校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に与える影響を児童に理解させることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。また、1小1中という地域の特性を活かし、小中連携を密にして情報交換を密にするとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を目指して教職員が一体となって協働する。それに加え、地域住民、家庭その他の関係者との連携のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、教務主任、
学年主任、養護教諭

【家庭地域等】

PTA、学校評議員、
スクールカウンセラー、公民館等

【外部専門家】

教育支援センター
所轄警察署等

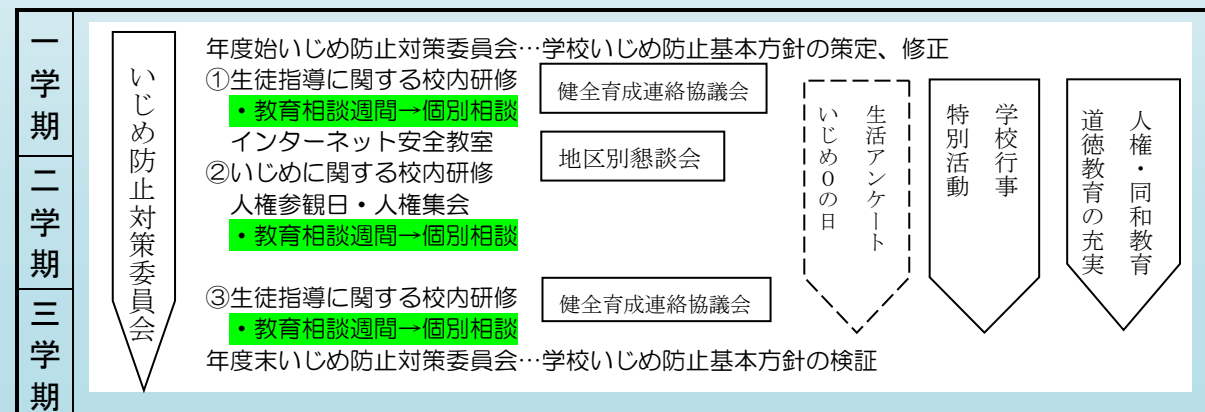
【関係機関】

松山市教育委員会
松山市子ども総合相談
県福祉総合支援センター
医療機関

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- ② 「松山市いじめ対応アクションプラン」や「生徒指導提要」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒指導連絡協議会で得た情報を伝達し、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権・同和教育の充実とお互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科及び道徳、特別活動の年間指導計画に、必要に応じていじめの防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる道徳教育の充実を図る。
- ⑤ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営の充実を図る。
- ⑥ 特別活動と生徒指導が連携し、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童が自主的に取り組む活動を計画する。松山市内小中学生による「子どもから広がるいじめ0ミーティング」に積極的に参加し、他校との交流を図り、児童自らが自校のいじめ問題に積極的に取り組む姿勢を養う。
- ⑦ PTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会（いじめ防止対策委員会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めには、いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなどして、保護者や地域に周知する。
- ⑨ 小中連携教育を通して、教職員同士の情報交換を密に行い、児童生徒の実態把握に努める。
- ⑩ 「いじめ0の日」がある週をいじめ防止強化週間と捉え、いじめ防止に繋がる人的・物的環境づくりを意図的・計画的に実施する。

【いじめ防止対策年間計画】



【早期発見】

- ① 児童の些細な変化に気付いた場合、いつでも情報を共有・蓄積できる工夫をする。（月に1回、職員会において、全教職員で生徒指導部会を開き、学年ごとの情報共有を行う。）
- ② 毎月、学校生活（いじめ等に関する）アンケートを実施し、結果を基に個別に教育相談を行い、一人一人の心の様態を捉えて、その後の指導や学級経営に反映する。
（学期の1回、定期的教育相談を実施し、児童理解に努める。）
- ③ 毎月、スクールカウンセラーによる相談日を設け、児童の悩みを受け止めることができる相談体制を整備する。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない子どもやいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口（「松山市子ども総合相談」「いじめホットライン」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階から的確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、重大事態であるかどうかの検討をするとともに、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- ③ いじめられた児童又は保護者への支援
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画他、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめの事実調査
アンケート調査を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働きかけと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、道徳・学級活動を通して自分の問題として捉えさせ、集団に対していじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けることが未然防止につながる。ネット上の不適切な書き込みなどについては、所轄警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑧ 警察と連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に相談し適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
学校はいじめを重大事態であると判断した場合、上記の①～⑧への対応をするとともに教育委員会に報告の上、学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付きましょう。 ○子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して問題解決に取り組みましょう。 ○いじめをしない、見過ごさない子どもになるように、正しい言動について話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○子どもたちは「地域の宝」です。地域を、子どもたちにとって安らぎの場としましょう。